

# 住民税（市県民税）の納税が困難な方へ

次のような理由で生活に著しく困窮されており、分割納付や納期限の延長等の方法によっても納税が困難な場合に、申請いただき、調査を経たうえで

個人住民税の**減免・減額**を受けられる場合があります。

- ・ 災害等によって住宅、家財に大きな損害を受けた場合。（補てん金を除く）
- ・ 生活保護等を受けている場合。
- ・ 失職等により前年の所得より著しく減少の見込みがある又は減少している場合。

※失職等とは、会社倒産や人員整理による解雇、疾病による失職をいい、自己都合や期間満了による退職は除きます。

★ご相談の際は、「納税通知書」と、申請理由に応じて次のものをご用意ください。

①減免申請書

②収入・支出状況等申告書

申請の理由	お持ちいただくもの
災害を受けた場合	り災証明 など
会社倒産、人員整理による解雇、疾病による失職等	雇用保険受給資格者証・給与明細書（疾病による失職の場合は医療費の領収書・入院証明書）など

※①及び②の用紙につきましては税務課市民税係にあります。

※同世帯の親族等の収入状況につきましても調査させていただきますのでご了承ください。

★納期限までに申請が必要なため、早めにご相談ください。

お問い合わせは税務課市民税係へ（0285-83-8113）